

公益社団法人長野県建築士会ヘリテージマネージャー協議会運営要綱

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人長野県建築士会ヘリテージマネージャー協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(定義)

第2条 本要綱における「ヘリテージマネージャー」とは、歴史文化遺産を発掘し、その保全と活用に携わる専門家の総称をいい、公益社団法人長野県建築士会（以下「本会」という。）が実施するヘリテージマネージャーを養成するための講座を受講し、その認定証を交付された者をいう。

2 前項のヘリテージマネージャーには、当会が当該専門家にふさわしいとして認定する講座を受講し、その名称の一部に「ヘリテージマネージャー」の認定書を交付されている者を含む。

(目的)

第3条 協議会は、地域社会における歴史文化遺産のあり方を見据え、その保全と活用を推進するため、ヘリテージマネージャーの育成、研修と知識や情報の交換とともに、ヘリテージマネージャー活動のための情報集積と公開並びに連絡・協議活動を行うことを目的とする。

（2項 削除）

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) 歴史文化遺産を発掘する活動
- (2) 歴史文化遺産を保全・活用し、まちづくりに生かす活動
- (3) 登録文化財に関する調査・申請活動
- (4) ヘリテージマネージャーの資質向上を図る事業
- (5) ヘリテージマネージャーの対外活動が適切に行われるための連絡・協議活動
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第5条 本会会員で、かつ、本会が実施するヘリテージマネージャーを養成するための講座を受講し、認定証を交付された者で、協議会加入申し込みを行い、承認されたものをいう。

2 本会会員の資格を失った者は、協議会会員の資格を失う。

3 当会会員の資格を失った者で、あらためて当会に入会し、協議会に加入するときは、第1項の規定を準用する。

(会員の権利)

第6条 協議会の会員は、協議会の事業成果及び関連する情報の優先的利用等について便宜を受けることができる。

(会員の責務)

第7条 協議の会員は社会からの信頼を得るため、本協議会活動を誠実に行うとともに、自己研鑽に努め、事業成果等を社会に公開するものとする。

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹 事 4名
- (4) 運営委員 若干名
- (5) 顧 問 若干名

2 会長は、会員の互選により選任し、協議会を統括する。

3 副会長は会長が指名し、会員の同意を得て選任し、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときは職務を代行する。

4 幹事は、県下4ブロックより1名を会長が指名し、協議会の事業を遂行する。

5 運営委員及び顧問は会長が指名する。

6 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 協議会には以下の会議を設ける。

- (1) 総 会
- (2) 役員会

2 総会は、会長が1年に1回招集し、委任状を含めて全会員の過半数の出席により成立し、議決は出席会員の過半数の賛成により行う。

3 総会は、会長が議長を務める。

4 総会は、年間事業報告及び次年度事業計画、本要綱の改廃、役員承認並びに会員から提案された重要事項を審議する。

5 役員会は、会長が招集し、前条第1項の役員が出席して協議会の事業の遂行に関する事項を協議、遂行する。

附則

本要綱は、平成27年12月19日から施行する。

附則

本要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

本要綱は、令和3年10月22日から施行する。(総会議決日)

附則

本要綱は、令和6年4月27日から施行する。

2 第5条第1項の規定は、改正前の要綱に基づき会員であった者は、改正前の要綱によるものとする。

様式第1（第5条関係）

公益社団法人長野県建築士会へリテージマネージャー協議会

加入申込書

年 月 日

公益社団法人長野県建築士会

会 長 江 口 信 行 様

加入申込者

氏 名

公益社団法人長野県建築士会へリテージマネージャー協議会（以下「協議会」という。）
運営要綱第5条の規定により、協議会に加入したいので申し込みます。

記

1 氏 名	
2 住 所	〒
	電話番号
3 勤 務 先	名 称
	住 所
	電話番号
4 メールアドレス	
5 当会から受けた 称号	<input type="checkbox"/> ヘリテージマネージャーマイスター <input type="checkbox"/> ヘリテージマネージャー <input type="checkbox"/> サブヘリテージマネージャー 受けている称号に☑をしてください。
6 その他	